

議事要旨(2) 実務対応報告公開草案「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」及び実務対応報告公開草案「商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」について

(1) 実務対応報告公開草案第 16 号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」

概要は、実務対応報告第 1 号及び実務対応報告第 11 号と異なる定めをした主な箇所について要約している。

■ 自己新株予約権に関する会計処理

会社法において新たに明示された自己新株予約権について、その取得時は、取得した新株予約権の時価に取得時における付随費用を加算して取得価額を算定する。また、保有時は、その帳簿価額を、純資産の部の「新株予約権」から控除する。この場合、自己新株予約権の種類、数及び金額について注記を行う。なお、取得時には損益を計上せず、消却時及び処分時に損益を計上する。

■ 会社法に基づき発行された転換社債型新株予約権付社債に関わる新株予約権が行使されたときの会計処理

会社法に基づき発行された転換社債型新株予約権付社債は、募集事項において、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと及び新株予約権が付された社債を当該新株予約権行使時における出資の目的とすること(会社法第 236 条第 1 項第 2 号及び第 3 号)を、あらかじめ明確にしている新株予約権付社債とする。

また、会社法に基づき発行され、発行時に一括法で処理されている転換社債型新株予約権付社債に関わる新株予約権が行使され、新株を発行する場合は、当該転換社債型新株予約権付社債の社債金額(発行時における社債金額と払込金額との差額に係る行使時の未償却残高がある場合には当該金額を加減した金額)をもって、資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える。この結果、新株予約権が行使されたときには、損益が生じないこととなる。

■ 会社法に基づき発行された外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理

➤ 発行時の会計処理

発行時の円貨への換算は、発行時の為替相場による。

➤ 決算時の会計処理

決算時の円貨への換算は、決算時の為替相場による。また、決算時における換算によって生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理する。

➤ 新株予約権行使時の会計処理

新株予約権行使時に資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える額の円貨への換算は、当該行使時の為替相場による。また、行使時の換算によって生じた換算差額は、当該行使時の属する会計期間の為替差損益として処理する。

■ 適用対象

会社法による新株予約権及び新株予約権付社債について適用する。なお、会社法施行日前に発行の決議があった旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債については、実務対応報告第 1 号（実務対応報告第 1 号に所要の改正を行った実務対応報告公開草案第 17 号「商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」）及び実務対応報告第 11 号の定めによることとなる。

(2) 実務対応報告公開草案第 17 号「商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」

新株予約権の発行者側の会計処理について、実務対応報告第 1 号では新株予約権の発行価額は負債の部に計上することとしているが、企業会計基準公開草案第 6 号の適用後は、新株予約権の発行価額は純資産の部に計上することになるので、負債の部に計上している新株予約権の帳簿価額は純資産の部に振り替えることになる。